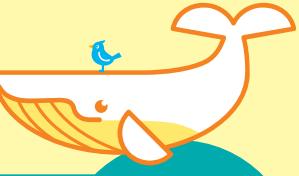




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

2015年 Vol.9

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

患者の医療同意と意思決定支援
~リーガルサポート報告書に学ぶ 中央大学法学部教授 小賀野 晶一氏

特集 取材で見えた成年後見の動向

特別
寄稿



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

2015年4月30日発行



編 集 後 記



成年後見についてご相談を受けていたとき、成年被後見人入所の施設を訪問した時や入院先の病院などで、各関係者の方々から色々な不安や疑問を耳にします。施設入所するときの保証人はどうしよう。医療をうけるときの同意は誰にしてもらったら良いの?などです。そんな時、リーガルサポートプレスの記事を思いだします。保証人についてはリーガルサポートプレスVol.5。医療同意についてはリーガルサポートプレスVol.7です。記事の内容を思い出しながら要点を説明し、ホームページに掲載して

いるリーガルサポートプレスを紹介します。リーガルサポートの会員は、多くの成年後見人に就任しており、成年後見制度を少しでも良くして行こうと、成年後見制度の問題点を見つけ、研究し、それに向けて提言をしています。それは、市民後見草案、後見人の行動指針、市民後見人などです。多くの実務を経験しているリーガルサポート会員の活動や成年後見制度の情報を、今後も、本誌で紹介していきます。(む)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 [HP](#) • 千葉県支部 043-301-7831 [HP](#) • 富山県支部 076-431-9332 [HP](#) • 徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- 函館支部 0138-27-2345 [HP](#) • 茨城支部 029-302-3166 [HP](#) • 大阪支部 06-4790-5643 [HP](#) • 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058 [HP](#) • とちぎ支部 028-632-9420 [HP](#) • 京都支部 075-255-2578 [HP](#) • えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332 [HP](#) • 群馬支部 027-224-7771 [HP](#) • 兵庫支部 078-341-8686 [HP](#) • 福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- 宮城支部 022-263-6786 [HP](#) • 静岡支部 054-289-3999 [HP](#) • 奈良支部 0742-22-6707 [HP](#) • 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234 [HP](#) • 山梨支部 055-254-8030 [HP](#) • 滋賀支部 077-525-1093 [HP](#) • 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322 [HP](#) • ながら支部 026-232-7492 [HP](#) • 和歌山支部 073-422-0568 [HP](#) • 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101 [HP](#) • 新潟県支部 025-244-5141 [HP](#) • 広島県支部 082-511-0230 [HP](#) • 熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- 秋田支部 018-824-0055 [HP](#) • 愛知支部 052-683-6696 [HP](#) • 山口支部 083-924-5220 [HP](#) • 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205 [HP](#) • 三重支部 059-213-4666 [HP](#) • 岡山県支部 086-226-0470 [HP](#) • 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 [HP](#) • 岐阜県支部 058-259-7118 [HP](#) • 鳥取支部 0857-24-7013 [HP](#) • 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#) • 福井県支部 0776-30-0016 [HP](#) • しまね支部 0854-22-1026 [HP](#)
- 埼玉支部 048-845-8551 [HP](#) • 石川県支部 076-291-7070 [HP](#) • 香川県支部 087-821-5701 [HP](#) • 本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 http://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート

検索

特別寄稿

Legal Support Press
Special Contribution



患者の医療同意と意思決定支援

～リーガルサポート報告書に学ぶ

中央大学法学部教授

小賀野 晶一氏

秋田大学教授、千葉大学教授を経て、2015年4月より現職に至る。
専門は民法。著書に『成年身上監護制度論』(信山社)、
『民法と成年後見法』(成文堂)などがある。

①はじめに

成年後見センター・リーガルサポートの内部に設置された「医療行為の同意検討委員会」(名倉第一郎委員長)は2014年5月、報告書「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」を公表した(以下「LSS報告書」という)。この委員会は成年後見実務に専門職として深く携わってきた司法書士委員から成り、外部委員として京都府立医科大学の成木迅先生(精神医学・精神病理・私法)が参加した。委員会における検討・議論から私は多くの教示を得た。医療同意に関するテーマは、人の生き方(死の方)に関しており、医療・成年後見・民法からのアプローチを必要としている。また、その根底に「医療倫理・生体倫理」の問題がある。

LSS報告書は委員会が8年余の間、一丸となって取り組んできた成果である。その内容は以下に述べるように、民法・成年後見法が導入した身上監護の支援を正当に評価し、医療同意問題に対して身上監護アプローチを採用している。また、柔軟な考え方が随所に織り込まれ、利用者への配慮を徹底している。本稿では、LSS報告書の本質を追求し、患者の医療同意と意思決定支援のあり方について検討したい。

②医療同意問題とは何か

少子・高齢社会における問題が各分野で出現しており、医療同意問題もその一つである。医療同意問題とは、患者が判断能力を低下させたため、インフォームド・コンセント(以下「IC」という。後述)における医師の説明を理解するため、医療同意と意思決定支援のあり方について検討したい。

③医療契約とIC

医療行為は、医療契約の締結に始まり、手術を受けたなどの医的侵襲行為についてはICすらも自己決定の実現と見ることができるのである。医療同意に係る意思決定支援制度のもとでは、自己決定と他者決定を自己と他者で観念的に区分することをしない。

LSS報告書は、「医療同意能力がない」という状況を柔軟に捉え、制度の対象主体は、後見類型だけでなく、保育類型や補助類型にも広げている(任意後見も制度の対象に含められる)。医療同意能力は、医学的知識を参考にして法的に量的に捉えられている。意思決定支援制度のもとでは、医療同意能力判断の手続きが重要になってくる。制度の目的に沿う、利用者に使いやすいツールの開発研究が進められている(参考文献②参照)。

④代行決定者とその順位

には、「協働とプロセス」の営みのなかで、本人意思の推定が可能になる場合もある。本人意思の推定に基づく場合には、他者が関与していくことによって、医療行為の実現と見ることができるであろう。医療同意に係る意思決定支援制度のもとでは、自己決定と他者決定を自己と他者で観念的に区分することをしない。

LSS報告書における代行決定者(代行決定をする者)とその順位に関する考え方:医療同意に係る意思決定支援制度における「協働とプロセス」の営みは、意思決定支援の条件によるものと位置づけることができるであろう。

解ることができない場合に、どのように医療行為を行うか、どのように患者の権利を保障するかという問題といえる。

民法からは成年後見人が医療同意の代行権限を有するかについて議論がなされた。制度論

示唆する。しかし、ICは医療契約の目的を実現することに貢献する。ここでは理論的には、契約における合意の効力、契約の履行のあり方などの問題が関係する。

医的侵襲行為は患者の身体・精神を侵襲することから違法となるが、患者の同意を取得することにより、当該行為が正当化され、違法性が阻却されるとして捉えられている。ICにおいて医師の説明が不適切であると、それに対する患者の同意が不完全となり、当該ICの全体会が不十分となる。逆に、ICが適切に行われる医師の説明責任はもちろん、医療事故の回避につなげることもできる。

医療同意に対する家族の関与については、そもそも本人の医療同意を行う権限が家族にあることが問題になる。医療慣行としては、本人が必要であることを確認し、それが低下している場合に係る医療同意問題を解決することが不可欠である。

①医療同意能力をどのように捉えるか

ICが有効に機能するためには、原則として患者に医療同意能力が備わっていることが必要であることを確認し、それが低下している場合に係る医療同意問題を解決することが不可欠である。法学の議論では、医療同意能力とは何かを必ずしも明らかにせず、

あるいは医療同意能力を「あるかないか」の二択で扱っている。しかし、医学的には、医療同意能力は「あるかないか」で判定されるものではなく、不十分と評価される段階があり、この不十分な状況について濃淡があることが指摘されている(参考文献②参照)。あるべき制度は医療同意能力が不十分な状況にも対応できるものでなければならない。

LSS報告書は、「医療同意能力がない」という状況を柔軟に捉え、制度の対象主体は、後見類型だけでなく、保育類型や補助類型にも広げている(任意後見も制度の対象に含まれる)。医療同意能力は、医学的知識を参考にして法的に量的に捉えられている。意思決定支援制度のもとでは、医療同意能力判断の手続きが重要になってくる。制度の目的に沿う、利用者に使いやすいツールの開発研究が進められている(参考文献②参照)。

②協働とプロセスの営み

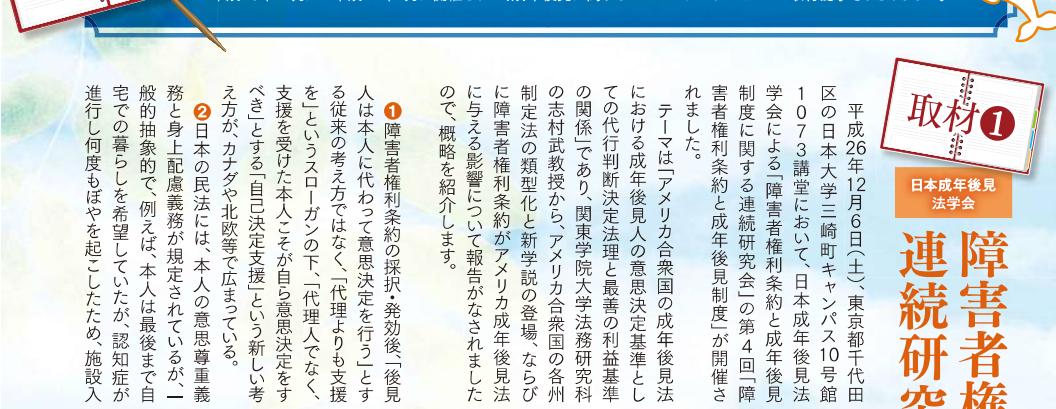
医療同意問題を解決するためには、患者の権利保障(権利擁護)、医療の目的を実現すること、日本の実務に適合し、人々に利用される制度を構築することが必要である。そのため、LSS報告書が提示する意思決定支援は、「協働とプロセス」の営みを重視する。ここに協働とは、患者と医師の共通目的を確認・実現するための営みをいい。ここでの営みは医師の説明と患者の同意を要素とする意思決定支援のプロセスとして捉えることができる。このようないい思はれの理解、②状況の認識、③論理的思考、④選択の表明という4つの能力を患者が自らのものとして実現できるように支援し、あるいは引き出すことが求められる。協働とプロセスの営みは創造的プロセスといえる。法的

医療同意問題を解決するためには、患者の権利保障(権利擁護)、医療の目的を実現すること、日本の実務に適合し、人々に利用される制度を構築することが必要である。そのため、LSS報告書が提示する意思決定支援は、「協働とプロセス」の営みを重視する。ここに協働とは、患者と医師の共通目的を確認・実現するための営みをいい。ここでの営みは医師の説明と患者の同意を要素とする意思決定支援のプロセスとして捉えることができる。このようないい思はれの理解、②状況の認識、③論理的思考、④選択の表明という4つの能力を患者が自らのものとして実現できるように支援し、あるいは引き出すことが求められる。協働とプロセスの営みは創造的プロセスといえる。法的

特集

取材で見えた成年後見の動向

平成26年11月から平成27年2月に開催された、成年後見に関するシンポジウムやセミナーの取材記事をまとめました。



取材
1

日本成年
法学会

障害者権利 連続研究会

所する方が安全だし経済的とい

とする学説(代行判断決定法理・最善の利

①障害者権利条約の採択・発効後、見えてきた本人の意思決定の問題。従来の考え方ではなく、「代理よりも支援を」というスローガンの下、「代理人でなく、支援を受けた本人」こそが自ら意思決定すべき」とする「自己決定支援」という新しい考え方方が、カナダや北欧等で広まっている。

つき意思決定する)を検討し、これが無理なら、(2)広義の代行判断決定法理(本人が以前表示した一般的な発言や行動等に基づき意思決定する)を検討し、これも無理なら、(3)広義の最善の利益基準(意思決定能力を欠く者の状況にある合理的な通常人が考慮するであろう結果を考慮を含んで意思決定してもよい)を検討し、これも無理なら最後に、(4)狭義の最善の利益基準(意思決定能力を欠く者の状況にある合理的な通常人の立場から意思決定しなければならない)を検討すべき

特別寄稿

患者の医療同意と意思決定支援～リーガルサポート報告書に学ぶ

三者同意の概念を用いて、そのうえで、医療同意書を記入する。そこで、医療同意書を記入する。このことについて補足しよう。

医療同意の権限は当該患者のみに属し、患者の自己決定に基づくことが原則になる。法的には一身専属権と説明される。しかし、一身専属権ゆえに他の関与を一切許さないと考えるべきではない。医療の必要性や医療慣行とともに家族が一〇に関与してきたことを考慮する一定の条件のもとに第三者の関与を認めるべきであり、これにより患者の人権を尊重することが可能になる。

ところで、第三者関与の方法としては、民法に代理権の制度がある。代理権は從来、本人の能力の補充と行為の拡大の方法として広く運用されてきた。このうち能力補充の視点は、旧禁治産制度のもとでは「行為無能力者」の代理と捉えてきたが、新法では「制限行為能力者」の代理として再構成することが必要である。本人は行為能力がありそれが制限されていると捉えると、代理人が行う決定は伝統的な代理人ではなく、本人の意思を考慮した決定でなければならぬ。

身上監護代理権の根拠は現行法では民法859条に求めることができる。立法担当者は同条の「財産に関する法律」について、身上監護の代理権を認めていたが、新成年後見制度の解説⁹⁷によると、財産管理との関連性を理由に掲げているのは、代理に関する伝統的概念の延長で捉えられているためである。

以上に、J-S報告書の柔軟性と工夫の一端を見ることができた。

～医療同意の代行決定～

医療同意の代

（5）家庭裁判所の関与

L.S.報告書は、意思決定支援制度の要所として家庭裁判所（以下「家裁」という。）を関与させている。代行決定者の順位への関与もその一つである。家裁には後見的役割が求められているのである。家裁の関与は、医療同意における「協働」と「プロセス」の営みの一環に位置づけられるものである。

注目すべきは、重大な医療つまり死亡・リスクの高い医療行為や重大かつ長期に及ぶ障害等の発生する處のある医療行為については原則として家裁の許可を必要としていることである。現行の制度にも、居住用建物等を処分するには家裁の許可を必要としている（859条の3）。ここに居住用建物等の処分は、財産管理制度であるとともに、身上監護の要素を有する。医療同意問題はここに位置づけることができる。家裁は当該医療行為の妥当性ではなく、意思決定支援すなわち代行決定のプロセスの妥当性を吟味する。家裁の現状を考慮すると、裁判官の負担をこれ以上増大させることはできないが、制度論としてるべき姿を捉えることは重要である。医療同意は生命・身体という個人の基本的な権利義務に関する事項であり、権利・義務の守り手として司法機関である裁判所への期待は大きいものがある。L.S.の活用など、裁判官の関与のあり方を工夫しなければならない。

⑤おわりに

参考文献

- ①LS報告書及び同報告書
巻末掲載の文献
 - ②独立行政法人科学技術振興機構
(JST)・社会技術研究開発センタ
研究開発プロジェクト「認知症高
齢の医療選択をサポートするシス
テム開発」(研究代表者成本迅京都
医科大学)、同COIーT「高齢者
地域生活を健常時から認知症
まで途切れなくサポートするシ
ス템工学、医学を統合した社会技術
開発」(同上)に対する研究成果

・大阪市市民後見人協議会副会長
川村正子氏
・読売新聞東京本社編集委員 阿部文彦氏
・後見人の行動指針策定委員会副委員長 中西正人
・後見人の行動指針策定委員会委員 南村幸児

・大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授 床谷文雄氏
・大阪弁護士会弁護士 井上計雄氏
・公益社団法人東京社会福祉士会会長 大輪典子氏
・大阪市市民後見人協議会副会長

会委員長 姜信潤がコーディネーターとして、以下の方々がパネリストとして登壇し、今回策定した行動指針の各条項について現場の声を交えた活発な意見交換が行われました。



行動指針の意義と 今後の成年後見制度 の課題



主催:公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

平成26年12月13日(土)、東京都千代田区の大手町サンケイプラザで、社会福祉士、社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員、大学教授、司法書士、一般の主婦や会社員の方々等約150人が参加し、頭書のシンポジウムが盛況に開催されました。開会挨拶では、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下、リーガルサポート)理事長の松井秀樹が「15年が経過し後見の社会化が進展した中、民法868条の意思尊重義務と身上配慮義務の具体化のため、3年を経て今年5月、行動指針の策定作業が終了した旨を述べました。

次に大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の床谷文雄氏による基調講演「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」がありました。床谷教授は、成年後見制度改革の意義や後見人の権利義務等を説明しながら、「後見、保佐、補助の使い分けが十分でない」「代理行為と事実行為の境界が不明瞭である」「狭義の事務だけでなく広範な役割を期待されている」などの問題点に言及しました。その上で、行動指針策定の意義を「代理権、取消権、同意権といった後見人の民法上の権利義務が具体化される」「民法上の権利義務を超えた必要最小限の能力制限の必要性や家族等との協働の大切さの指針ともなる」「専門職後見人だけでなく、親族後見人や市民後見人の指針となる」と説き、今後の成年後見制度の課

題を「障害者権利条約の下、成年後見から意思決定支援に制度が移っていく可能性があり、対応が求められる」と指摘し、「後見人は本人の一生に寄り添う存在なので、個々の事務のこと以上に、本人の一生にどう関わるかという視点が大切である」と締めくくりました。

さらにリーガルサポートの後見人の行動指針策定委員会委員の古田真理と岸川久美子による基調報告「行動指針」7つの区分の解説と続きました。各区分の趣旨を簡単に紹介すると、「前文…我が国だけでなく世界的な成年後見制度の基本理念等が最も基本となるのは本人との関わりなのですが、後見実務を見直すため、Bを総論的にC以下を各論的に策定した」「条項E…

意味尊重義務と身上配慮義務について改め

て意識してもらつたため策定した」「条項F…

後見人は善管注意義務が求められるし、一

種の公務とも言えるので、それに資するた

めの姿勢を策定した」「条項G…関係者に

後見制度の理解を深めてもらうことが、よ

り良い後見事務に結び付くという観点から

意味尊重義務と身上配慮義務について改め

て意識してもらつたため策定した」「条項F…

後見人は善管注意義務が求められるし、一

種の公務とも言えるので、それに資するた

めの姿勢を策定した」「条項G…関係者に

後見制度の理解を深めてもらうことが、よ

京都



平成27年1月12日、京都府立医科大学の図書館ホールにて上記のシンポジウムがリーガルサポートの主催で開催されました。冒頭、松井理事長はあいさつに立ち、医療現場における意思決定支援立法化の重要性について言及し、司法書士が取り組む必要性に触れ、さらに今後の国民的議論を求めました。

次に、第一部として、医療行為の同意検討委員会（以下委員会といいます）の迫田博幸委員が、中間報告や中間報告以降の委員会の議論を紹介し、医療同意に関する会員、親族、医師等へのアンケートの分析を基に、詳細な基調報告を行い、本人の意思決定支援としての医療同意支援を解説しました。

なお、アンケート等の実施年度等については、以下のとおりです。詳細は、本部のホームページにてご参照ください。

委員会委員長の名倉さんは、「後見人は、本



新成年後見制15周年

私の決め ~医療 おける 意思決 取材③

私の決め
~医療
おける
意思決
取材③

- (1) 平成21年11月25日 医療行為の同意についての中間報告書
- (2) 平成22年5月31日 本人に同意能力がない場合の会員向けアンケート
- (3) 平成24年3月31日 医療行為の同意についての医療関係者に対するアンケート
- (4) 平成25年9月13日 親族による医療行為の同意についてのアンケート
- (5) 平成26年5月15日 医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言

次に、第二部としてシンポジウムを行いました。

学者の小賀野晶さんは、「現代の高齢社会では生き方でも、死に方でも選択を求められており、選択は自己責任だが、選択は難しく、しきれない場合は不十分な選択になる。そこで第三者による意思決定支援の必要的補充性について述べました。

医師の成本迅さんは、「リーガルの提言で法律の大綱ともいえるものが提示されたが、導入後に臨床現場でどう運用されるのか、今から興味がある。現場において、医師は柔軟に対応できるだろうし、患者の同意能力を意識しながら仕事をすることになるだろう」と提言の実現性について指摘しました。

委員会委員長の名倉さんは、「後見人は、本

度制定・リーガルサポート設立 記念シンポジウム

私の決め たい医療 行為に 本人の 定支援~

パネルディスカッションは、上記「提言」をベースに、最初に「自己決定と同意能力について、患者の意思確認（能力判定）や医療拒否への対応等具体的な局面での医療側の問題点や後見人の役割、他者決定がなされている現状を法的にどう考えるか等の議論がなされたのに続き、「医療行為の代諾（代行決定）について、本人の意思が明確でないとき、現場では家族などの同様が貫かれていることが報告された。

この最終報告書の提言は、医療を受ける者が主体であり、主役は本人であるとの考え方で、医療行為の同意に関する説明がなされ、市民など約120名の参加があり、医療行為の同意問題に対する関心の高さを伺わせました。シンポジウムは、松井秀樹理事長の開会挨拶に始まり、リーガルサポート「医療行為の同意」検討委員会藤江美保委員による基調報告で、本年5月に同委員会が公表した「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」について、同提言をまとめるまでの経緯等に関する説明がなされました。その後、同委員会前田稔委員をコーディネーターに、パネリストとして千葉大学法政経学部教授小賀野晶一氏、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学講師成本迅氏、同委員

東京

平成26年11月1日

（土）リーガルサポート主催によるシンポジウム「私決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」が東京都新宿区の日司連ホールにおいて開催されました。

シンポジウムには、司法書士・弁護士・社会福祉士といった専門後見人の他、医療関係者や市民など約120名の参加があり、医療行為の同意問題に対する関心の高さを伺わせました。



る正確な情報を収集しておこなうことが肝要だ」とし、今後の後見人執務の広がりについて述べました。

小賀野さんは、さらにリーガルの提言に言及して、「ある意味本人の自己決定手続を保障したとともに評価できる」とし、「ただし、立法化が必要だと」と述べました。

その後、指定発言として、当事者である患者側の立場から荒巻さんは、「家族など当事者の立場に立って、その苦悩を理解してほしい」と述べました。(さ)

事長が自身の入院体験も交えながら、閉会の挨拶を述べ、本シンポジウムは有意義なうございました。(さ)

休憩を挟み、指定発言者として、医療ジャーナリスト尾崎雄氏が自己決定と家族のあり方について、また、社会福祉士金川洋氏が自己決定・事前指示・代理権者の法的化などを、代理人の代行決定者の範囲や優先順位、裁判所の役割をどう考えるかを議論したうえ、リーガルサポートの提言は、従来の医療慣習を重視しておらず、完全として柔軟に構成されているので、医療行為決定を目的としていることが説明された。

それぞれの介護体験等を踏まえて発言され、その後、会場参加者の意見を募ったところ、「代行決定に関与する後見人の責任」などについて活発な意見が交わされ、パネルディスカッションを終了しました。

ナリスト尾崎雄氏が自己決定と家族のあり方について、また、社会福祉士金川洋氏が自己決定・事前指示・代理権者の法的化などを、代理人の代行決定者の範囲や優先順位、裁判所の役割をどう考えるかを議論したうえ、リーガルサポートの提言は、従来の医療慣習を重視しておらず、完全として柔軟に構成されているので、医療行為決定を目的としていることが説明された。

取材で見えた成年後見の動向

平成26年11月8日(土)、リーガルサポート札幌支部主催による市民向けセミナー「落語で学ぼう! 成年後見制度」が北海道札幌市の教育文化会館において開催されました。セミナーは二部構成になつており、まず第一部で桂ひな太郎さんが後見落語「後見爺さん」を披露しました。後見落語では、マクラとして桂ひな太郎さんは自身の物忘れによる失敗談をお話しされましたあと、本題の後見爺さんに入りました。後見爺さんは、消費者被害をきっかけに司法書士に相談にいき、後見制度の利用を勧められるという内容でした。終始笑いが絶えない雰囲気の中、桂ひな太郎さんは後見制度利用の必要性を何度も強調されていました。

第二部では桂ひな太郎さんが「コーディネーター」となり、パネリストとして清野光彦氏(公益社団法人北海道社会福祉士会副会長)、森田弘之氏(元家庭裁判所職員)、リーガルサポート賛助会員)、工藤均支部長が登壇され、後見人の役割について、それぞれの実体験を交えて分かりやすく解説されました。



出版物の紹介

本書は、成年後見に関わる専門家が、日々持ち込まれる相談に適切・的確に対応するための指針としてご活用いただけるよう編集したものです。第1編では、親族・本人・市区町村・医療機関・民生委員・金融機関等の相談者別に、相談を受ける際の留意点をチェックポイントとともに具体的に解説しています。また、相談を受けた後に「法定後見か任意後見か」「後見か保佐か補助か」「他制度を選択すべきか」等の方針決定にあたって、さらに法定後見制度あるいは任意後見制度を利用する上での留意点についても、チェックポイントを示して詳しく解説しています。第2編では、想定される11類型のケース・スタディを示し、相談の受付から成年後見制度の利用前後に至る一連の流れを、執筆陣の豊富な経験に基づきより実践的に解説しています。平成26年12月発刊。是非ご活用ください。



成年後見相談対応の実務
-チェックポイントとケース・スタディ-
編集/公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート
発行/新日本法規出版

取材⑤
新成年後見制度制定
リーガルサポート設立
15周年記念企画落語で学ぼう!
成年後見制度

平成27年2月28日(土)、快晴の静岡市、ホテルソシア静岡において、静岡県司法書士会、(社)静岡県社会福祉士会(公社)成年後見センター・リーガルサポート静岡支部の共催により、頭書のシンポジウムが開催されました。参加者は約260人と盛況の上に、うち約110人は一般市民の方々であり、地域の意識の高さがうかがえました。

静岡県司法書士会会長 西川浩之氏の開会挨拶の後、中央大学法学部教授 新井誠氏の基調講演「成年後見制度の現状と課題」がありました。概要は以下のとおりです。

『我が国の後見制度は伝統的な代理意思決定を基本とするが、まだ件数が少なく、課題は利用の促進にある。一方、障害者権利条約第12条は、可能な限り意思決定支援をすべきとする「必要最低限度の介入の原則」を基本とするため、我が国で後見制度の利用が促されると、条約の理念にそぐわない事態が増すという矛盾をはらむ。私たちはこの問題の解決に向け、例えは市民後見人の育成等、出来るところから一つ取り組んで行くしかない。』

次いで、後記のメンバーにより、パネルディスカッション「第一部 認知症になつても安心して

成年後見制度のこれから」

あなたの生活

暮らせる地域」「第2部 意思決定支援のあり方と成年後見の課題」がありました。



まず第一部では、池本氏から地域ケア会議等について、丸山氏から富士市市民後見人養成研修等について、山本氏と阿部氏から在宅高齢者の後見事例についてと、各パネリストの地域に根付いた活動が報告されました。これを受け新井氏から「いずれの報告にも共通するのは、

「実は健常者の自己決定も、社会から多くの影響を受けながら、限られた選択肢の中でなされている。障害者等の意思決定支援にも同様の視点が必要であり、『自己決定』という名目のほつたらかしにならないよう、本人支援のノウハウを開拓して行くことが重要である。」との助言がありました。また、締めくくりに「専門職後見人には、のめり込みそうで、のめり込まないというスタンスが必要」との助言もありました。

最後に、静岡県社会福祉士会ばあとなお委員長堀川直樹氏の閉会の辞でシンポジウムは終了しましたが、その後は司法書士や社会福祉士等が多数参加して、和やかで楽しい懇親会が開かれました。

次に第2部では、阿部氏から知的障害者の意思決定支援について、池本氏から高齢者の意思決定支援について、丸山氏から意思決定支援の一助となり得る日常生

本人のために多くの社会資源を結びつけて行くこと(成年後見の社会化的)の重要性であり、これが後見人の主な役割の一つである」との助言がありました。

取材6

シンポジウム

認知症高齢者が地域で暮らすために ～名古屋高裁判決を踏まえて～

会場 日本弁護士会館(東京)

平成26年4月の認知症高齢者の徘徊に伴う

鉄道事故に関する名古屋高等裁判所の判決

(平成25年(ネ)第752号)は、同居の高齢妻に対する

して、認知症の夫に対する監督義務(民法第714

条)を負わせました。それを受け、平成26年10

月31日(金)一般の方を対象とする日本弁護士

連合会主催のシンポジウムが開催されました。

最初に「監督義務者の責任」と題し、渡辺裕介弁護士が事業の

問題意識～と題し、渡辺裕介弁護士が事業の

要旨、適用された法律、判決の概要、論点等の

連合会主催のシンポジウムが開催されました。



制度改善検討委員会

委員長 田尻 世津子

いかなる制度も永遠に過渡的存在である

成年後見制度が始まる前年に設立された「リーガルサポート」は、成年後見のフロンティアとして2005年には制度の改善を提言し、2009年には制度のグランドデザインを提唱し、これと同時に成年後見制度の改善に向けての調査・研究と実践を目的とした制度改善検討委員会を発足させました。以来、委員会では、成年後見制度の改善に向けてのアクションプランを策定し、以下のような様々な取り組みを行ってきました。

①金融機関の成年後見に係る業務の改善を目指し全国の金融機関にアンケートを実施し、要望書を金融機関と銀行協会へ提出 ②成年後見人等の取消権の行使について会員にアンケートを実施し、成年後見法学会で発表 ③成年被後見人の選挙権回復のための署名活動を展開し、集めた署名用紙を要望書とともに総務省へ提出。選挙権回復後は、「選挙権行使についての後見人の行動指針」を策定 ④成年後見制度利用支援事業の促進を図るため、全国の自治体に対し実態調

査を行い、要望書を厚労省へ提出 ⑤病院、施設等で求められる身元保証人について全国約1000の病院と施設に対し実態調査を行い、調査結果を保証被害対策全国会議及び当法人の研究大会の分科会で発表 ⑥成年被後見人等に課されている権利制限について調査分析し、「成年被後見人等が受ける170を超える権利制限」をテーマとしたシンポジウムを開催 ⑦成年後見等の申立て時に添付する診断書について、診断書作成に関与した医師へのアンケートを実施し、日本社会精神医学会において発表。

成年被後見人の選挙権が回復し、国連の障害者権利条約が批准されるなかで、我が国の成年後見制度も意思決定支援を重視した次なるステージへと進化していかなければならない時期に来ていると言えましょう。「いかなる制度も永遠に過渡的存続である」ならば、この委員会の活動もまた(新たなステージではなくさらのこと)尽きることはなさそうです。

まずは、認知症高齢者の「徘徊」について実幸

会いらはら診療所和田志志医師より解説があ

り、続いて認知症介護研究研修センター永井

久美子研究部長より「今回の徘徊は、退院直後

の徘徊から約1年半後の安定状態で起こった

ため、予測が難しかった。玄関のセンサーは本人

を不安定にさせたので切っていたらしい。」と本

事案の説明がありました。

さらに、「公社」日本社会福祉士会 星野美子

理事からは、後見人が取るべき方策としては

「行動制限は、身体的拘束にあたり、切迫性非

代替性・一時性を考慮し、多數で検討する。ま

た、起こり得るリスクを洗い出し、対応の可能

不可能を周囲の者が確認する必要がある。」と

述べられました。

そして、上山教授は、「本判決で過失相殺を

認めなかったのは、認めてしまふと線路全てに

防止策を施さざるを得なくなるので『過失』で

なく『社会的責務』とした。『衡平責任』を認

め、民間保険を作り、さらに「一部的助成を用

意すれば解決できるのではないか。」と述べられ、

本事件の根本的な解決は、個人レベルを超えて、

立法等の社会的层面から考えなくてはならな

いとのことでした。

当日は、申込者が定員の120名を超えたた

め、会場が変更となり、さらに、主会場の他に別

会場でテレビ中継が行われました。平日の夕方

という時間にもかかわらず、2会場あわせて来

場者190名弱が終始真剣な表情で興味深く聞き入っていました。(る)

責任あり。二審 責任なし。

◇二女(別居 介護に専念せず)・三女(別居月2回程訪問)・二男(外国在住) 一審 責任なし。

2回程訪問)・二男(外国在住) 一審 責任なし。

(4)論点の整理

①現在の制度を前提とする論点

・監督者責任と被患者救済をどう調整するか?

・家族・配偶者は重い責任を負うべきか?

・責任無能力者特に資力がある者が責任を負わないのは正しいのか?

・犯罪被害給付金など社会で責任を負うべきか?

以上、短時間でしたが一般的な方々も理解やすいレジュメと説明でした。

◆同居妻(要介護1) 審 民法709条責任あり。

◆二審 民法714条1項の責任あり。

◇長男(別居 月3回程A宅を訪問 自分の妻に近所に引っ越しさせ、介護させていた) 審

民法714条2項準用(事実上の監督義務者の

損害賠償リスクを考えると題して、次の通り、上

泰山新潟大学教授の講演がありました。

本判決に対する社会的批判としては、①被

害者が大会社 加害者が一般人②同種事件が多発する可能性のある認知症高齢者事案③認知症高齢者を外に出さないのが賢い方策だ

との印象と政策との逆行が挙げられる。JR

の損害約720万円は、5000万円超の遺産の損

害移転(お金の動き)だけならそんなにひどい

話ではなくなる。ただし、判決への感覚的な疑

議文で読み替えてしました。

解決の方向性は2つ。まず、民法の範囲では、

同居妻に民法714条法定監督責任があるとし

た点であるが、扶助義務は内的、法定監督義

務は対外的である。それらは方向性が食い違つ

てるので、判決では内向きの義務を外向きの

義務に読み替えてしました。

介護してきた妻子の責任ではなく、加害者本人の責

任を相続人が相続するという理論構成をとる。

そして、責任能力概念(民法712条)について柔軟

な解釈をし、「衡平責任」の考え方を加える。つまり、本人に判断能力がなければ責任能力はない

く、一的には責任が免除されるが、二次的な責任を負わせる。もう一つは、リスクの社会化した

観点から、民法での「衡平責任」を立法化した

責任としてバランスを考慮した特別な「衡平責

任」を負わせる。さらに、リスクの社会的構成をとる

として、バネリストに上山教授が加わり、バネル

ディスカッション「名古屋高裁判決と認知症高齢者の監督義務者の責任」が行われました。

以上、上山教授は学者の立場からの問題点と対応策を指摘されました。

最後に、赤沼康弘弁護士をコーディネーターとしてバネリストに上山教授が加わり、バネルディスカッション「名古屋高裁判決と認知症高齢者の監督義務者の責任」が行われました。



第9回 Q&Aコーナー

相談内容

後見制度支援信託について教えてください。

鈴木太郎さんはお父様鈴木一郎さんの成年後見人として数年間、成年後見業務を続けてきました。最近、家庭裁判所から書面が届きました。それには、後見制度支援信託を利用するか、後見監督人を選任するか、どちらかを選択して下さいと記載されていました。



- 相 家庭裁判所から書面が届きましたが良く分からなかったので、「後見制度支援信託」を希望しますと返送したのですが、どうなるのでしょうか。
- 回 それは、心配ですね。家庭裁判所は、お父様の財産が一定額以上あるので、「後見制度支援信託」を利用するか、「後見監督人」の監督を受けるのかを確認したのですね。「後見制度支援信託」では、ご本人が通常使用しない金銭を信託銀行に預けます。ただし、年金の受取りや施設利用料の支払いなど日常の金銭は、後見人である鈴木さんが管理している通帳で今まで通りに管理します。
- 相 なぜ、この制度の利用が必要なのですか。
- 回 以前から親族等後見人による私的流用による不正事業が多くあり、裁判所として不正防止策を検討する必要がありました。また、後見人は、長期にわたり本人の財産の管理をしますが、親族等後見人は必ずしも財産管理の専門家ではありません。親族等後見人が多額の金銭管理などを万全な形で行うことは大きな負担となり、管理方法などをめぐって親族間のトラブルに発展する懸念もあります。このような親族等後見人の財産管理における負担を軽減

司法書士が解決します!!

ここが知りたい! 成年後見制度

- 相 それでは「後見制度支援信託」を利用するときの手順を教えてください。
- 回 まず、追加で弁護士や司法書士等の専門職が後見人に選任されます。専門職後見人は以下の手順で進めます。
 - 1) 信託利用の適否を検討し、その報告書を裁判所へ提出します。
 - 2) 裁判所は、報告書の内容を確認して問題がなければ、専門職後見人に指示書を発行します。
 - 3) 専門職後見人は、その指示書に従い信託銀行と信託契約を締結し、信託する金銭を入金します。
 - 4) 信託の手続きが終了すると専門職後見人は辞任し、財産を親族後見人に引継ぎます。
- 相 どのくらいの期間が掛かるのですか。それと専門職後見人の報酬はどうなるのですか。
- 回 期間は、3ヵ月から4ヵ月前後だと思います。報酬は、家庭裁判所が金額を決めて、本人の財産から支出されます。
- 相 信託をした後に、本人が入院したり、自宅の大規模修繕する場合等で、手元にある現金・預貯金が不足する場合は、どのようにしたら良いのでしょうか。
- 回 ご安心ください。裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書(書式は裁判所にあります。)を裏付け資料とともに提出してください。裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託銀行に提出し、必要な金銭を信託財産から払い戻してください。
- 相 私のように、成年後見制度を利用している途中から「後見制度支援信託」を利用できるのですか。
- 回 できます。成年後見制度の利用の最初から、「後見制度支援信託」を利用することもあります。
- 相 その場合は、どうなるのですか。

